

令和7年第4回潟上市議会定例会会議録

○開 議 令和7年12月18日 午後 1 : 3 0

○閉 会 午後 4 : 3 1

○出席議員（17名）

1 番 菅原理恵子	3 番 藤原仁美	4 番 戸田俊樹
5 番 佐藤珠樹	6 番 澤井昭二郎	7 番 堀井克見
8 番 藤原典男	9 番 中川光博	10 番 鈴木司
11 番 菅原秀雄	12 番 石井和人	13 番 西村武
14 番 鑑仁志	15 番 菅原龍太郎	16 番 伊勢潤
17 番 鈴木壮二	18 番 佐藤敏雄	

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 鈴木雄大	副 市 長 鎌田雅人
教 育 長 吉原慎一	総 務 部 長 古仲淳
市民生活部長 菅生司	福祉保健部長兼福祉事務所長 伊藤佐和子
産業振興部長 古畑範行	建 設 部 長 佐々木渉
教 育 部 長 伊藤強	総 務 課 長 浅野幸一
企画政策課長 石井恵子	財 政 課 長 内田倫雄
地域づくり課長 渡会満	健康長寿課長 渋谷比奈子
選挙管理委員会・監査委員事務局長 鈴木千秋	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 安田秀樹	議会事務局次長 澁谷睦子
-------------	--------------

令和 7 年第 4 回潟上市議会定例会日程表（第 4 号）

令和 7 年 1 2 月 1 8 日（4 日目）午後 1 時 3 0 分開議

会議並びに議事日程

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | | 議会運営委員会の報告 |
| 日程第 2 | 議案第 6 8 号 | 潟上市火葬場設置条例（案）について |
| 日程第 3 | 議案第 6 9 号 | 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について |
| 日程第 4 | 議案第 7 0 号 | 潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について |
| 日程第 5 | 議案第 7 1 号 | 潟上市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）について |
| 日程第 6 | 議案第 7 2 号 | 潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について |
| 日程第 7 | 議案第 7 3 号 | 潟上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）について |
| 日程第 8 | 議案第 7 4 号 | 潟上市体育施設条例の一部を改正する条例（案）について |
| 日程第 9 | 議案第 7 5 号 | 潟上市昭和デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例（案）について |
| 日程第 1 0 | 議案第 7 6 号 | 潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（案）について |
| 日程第 1 1 | 議案第 7 7 号 | 潟上市職員等の旅費に関する条例（案）について |
| 日程第 1 2 | 議案第 7 8 号 | 潟上市公聴会、調査等に出頭又は参加した者に対する費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（案）について |
| 日程第 1 3 | 議案第 7 9 号 | 火葬場に係る事務の委託について |
| 日程第 1 4 | 議案第 8 0 号 | 火葬場に係る事務の委託について |
| 日程第 1 5 | 議案第 8 2 号 | 令和 7 年度潟上市一般会計補正予算（第 1 0 号）（案）について |

- 日程第 16 議案第 83 号 令和 7 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 2 号) (案) について
- 日程第 17 議案第 84 号 令和 7 年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 3 号) (案) について
- 日程第 18 議案第 85 号 令和 7 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算
(第 3 号) (案) について
- 日程第 19 議案第 86 号 令和 7 年度潟上市水道事業会計補正予算 (第 2 号) (案)
について
- 日程第 20 議案第 87 号 令和 7 年度潟上市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)
(案) について
- 日程第 21 陳情第 1 号 「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」採択に関する陳情書
- 日程第 22 陳情第 10 号 最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める国への意見書提出の陳情書
- 日程第 23 陳情第 11 号 「小・中学校給食費の完全無償化」のため、秋田県へ財政支援を求める意見書提出の陳情
- 日程第 24 陳情第 13 号 国民の主食である米の価格を統制することを求める意見書の提出に関する陳情書
- 日程第 25 陳情第 14 号 インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国に送付することを求める陳情
- 日程第 26 議案第 88 号 令和 7 年度潟上市一般会計補正予算 (第 11 号) (案) について
- 日程第 27 発議第 2 号 潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例 (案) について
- 日程第 28 選挙第 4 号 男鹿潟上南秋消防組合議会議員の選挙について

午後 1時30分 開議

○議長（佐藤敏雄） 傍聴者の皆様ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許します。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） お疲れさまでございます。

審議に先立ち、本定例会に追加提案いたしました議案の概要について申し上げます。

令和7年度潟上市一般会計補正予算（第11号）（案）の内容につきましては、エネルギー・食料価格等の物価高騰による影響を踏まえ、地域の実情に応じた生活者支援や事業者への支援を行うものであります。

これは、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を活用した支援事業であり、臨時国会における関連予算の成立を受け、早期に事業を実施するため、関係予算を提出するものであります。

また、県との協調により、市内障がい者支援施設や介護保険施設等の負担軽減を図るため、食材料費及び光熱水費の一部補助等の事業を実施するものであります。

この後、担当部長より説明をさせますので、適切なるご決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【日程第1 議会運営委員会の報告】

○議長（佐藤敏雄） 日程第1、議会運営委員会の報告を行います。13番西村議会運営委員長。

○議会運営委員長（西村武） 議会運営委員会の報告をいたします。

12月15日に、付議事件の追加について通知がありましたので、12月17日に、このことを議題として議会運営委員会を開会しております。

追加案件は、令和7年度潟上市一般会計補正予算（第11号）（案）についてです。

本日の日程に、これを日程第26、議案第88号として追加し、日程第27として発議第2号 潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）について、日程第28として選挙第4号 男鹿潟上南秋消防組合議会議員の選挙についてとすることといたしております。

以上、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（佐藤敏雄） これで議会運営委員会の報告を終わります。

【日程第2 議案第68号 潟上市火葬場設置条例（案）について から 日程第25 陳情第14号 インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国に送付することを求める陳情】

○議長（佐藤敏雄） 日程第2、議案第68号 潟上市火葬場設置条例（案）についてから 日程第25、陳情第14号 インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国に送付することを求める陳情までを一括議題とします。

各常任委員会並びに予算特別委員会に付託されました議案等の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

なお、各常任委員長報告の後、条例案及び陳情等については、議案ごとに質疑、討論、採決まで行います。

令和7年度各会計補正予算（案）については、予算特別委員長報告の後、討論、採決を行います。

報告の順序は、総務文教常任委員長、社会厚生常任委員長、産業建設常任委員長、予算特別委員長の順に行います。

【総務文教常任委員長の報告】

○議長（佐藤敏雄） はじめに、総務文教常任委員長の報告を求めます。10番鈴木総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（鈴木司） それでは、令和7年第4回定例会においての総務文教常任委員会審査報告をいたします。

令和7年第4回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

審査年月日 令和7年12月10日、1日。

出席委員 戸田俊樹、佐藤珠樹、堀井克見、西村武、鈴木司。

説明当局 総務部長、教育部長、議会事務局長、各関係課長。

書記 監査委員事務局 菅原愛梨さんを指名しております。

審査の経過と結果についてご報告いたします。

議案第70号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、秋田県人事委員会の勧告に鑑み、一般職の職員の給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合等を改定するため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第71号 潟上市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、一般職の職員の給与改定に鑑み、特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合を改定するため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第72号 潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、一般職の職員の給与改定に鑑み、会計年度任用職員の給料表を改定するため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第73号 潟上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、災害応急作業等に従事した職員に支給する特殊勤務手当に関し必要な事項を定めるため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第74号 潟上市体育施設条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、潟上市天王屋内運動場（すぱーく天王）の設置に関し必要な事項を定めるため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第77号 潟上市職員等の旅費に関する条例（案）について。

本条例は、国家公務員等の旅費制度改正に鑑み、職員等に支給する旅費の種目及び内容を改めるため、条例の全部を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第78号 潟上市公聴会、調査等に出頭又は参加した者に対する費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、国家公務員等の旅費制度改正に鑑み、公聴会、調査等に出頭又は参加した者等に支給する費用弁償等の種目及び内容を改定するため、関係条例の関係部分を改正

するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第1号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書採択に関する陳情書について。

本陳情は、国に対し夫婦同姓を義務付ける民法第750条を速やかに改正し、選択的夫婦別姓制度を導入するよう、意見書の提出を求めるものです。

委員からは、本制度導入の可否については国において議論されているが、いまだ結論に至っていない。一地方議会としては、意見書提出の判断をすることは難しいとの意見がありました。

本陳情は、賛成多数により継続審査と決しました。

陳情第11号 小・中学校給食費の完全無償化のため、秋田県へ財政支援を求める意見書提出の陳情について。

本陳情は、小・中学校給食費の完全無償化を秋田県として市町村へ財政支援することを求めるため、県に対し意見書を提出するものです。

本陳情は、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告といたします。

○議長（佐藤敏雄） これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第70号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤敏雄） 起立全員です。したがって、議案第70号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号 潟上市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤敏雄） 起立全員です。したがって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号 潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤敏雄） 起立全員です。したがって、議案第72号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号 潟上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤敏雄） 起立全員です。したがって、議案第73号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号 潟上市体育施設条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（佐藤敏雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤敏雄） 起立全員です。したがって、議案第74号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号 潟上市職員等の旅費に関する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（佐藤敏雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤敏雄） 起立全員です。したがって、議案第77号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号 潟上市公聴会、調査等に出頭又は参加した者に対する費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤敏雄） 起立全員です。したがって、議案第78号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書採択に関する陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。3番藤原仁美議員。

○3番（藤原仁美） 委員長お疲れさまです。

選択的夫婦別姓の件ですが、継続審査が続いていますが、委員会の中ではどのような審査がされたのかというところと、報告からは地方議会として判断が難しいとありますが、委員それぞれの考え方など議論があったのかどうか、そして、あったとすればどのような意見だったかというのをお聞きしたいです。

○議長（佐藤敏雄） 10番鈴木委員長。

○総務文教常任委員長（鈴木司） 審査の中身については、先ほど委員長報告をした内容であります。これ以上もこれ以下もないというふうな状況でありまして、それぞれの考え方というところでも、やっぱり今、先ほど述べたような考え方で総意が一致したというふうなことで理解をお願いします。

○議長（佐藤敏雄） 藤原委員よろしいですか。

ほかに意見ございますか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 難しい判断だと思いますけれども、現状は、この制度を導入していないのは世界では日本だけなんですね。今の戸籍制度というのは、戦前からのものを引き継いで家父長的なものが残っているので、やっぱり個人の尊厳を認めてもらいたいというふうな意見なんだけれども、そういう点ではそういうふうな世界の動きとか、そういうふうなことは、昔の家父長制度の名残だとかね、そういうふうなご意見は出ましたか。

○議長（佐藤敏雄） 10番鈴木委員長。

○総務文教常任委員長（鈴木司） 日本は、それこそ戸籍制度が厳然としてある中での、今、世界の中での位置付けというような話がありました。しかしながら私ども委員会としては、委員長報告にありますように、全体としてそれこそ今判断することは難しいんだということでの見解でありました。このことを報告して終わります。

○議長（佐藤敏雄） 8番さんよろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。3番藤原仁美議員。反対か賛成か。

○3番（藤原仁美） 委員長報告に対して。

○議長（佐藤敏雄） 陳情に対して反対。

○3番（藤原仁美） 陳情に対して賛成。

○議長（佐藤敏雄） その前に反対の方いらっしゃいますか。反対討論ある方いらっしゃいますでしょうか。なければ賛成討論ということで藤原仁美議員。はい、どうぞ。

○3番（藤原仁美） 簡単に、本当に簡単に討論させていただきます。

現状、生き方が多様になっている昨今、結婚についても同様でいいはずだと思います。夫婦ともに同じ姓を名乗るのも、それぞれが旧姓を名乗るのも、結婚を考える二人が考えるべきで、自由であるべきだと私は思います。あくまでも選択肢を加えてほしいという訴えに賛同することから、この陳情を採択してほしいと思います。

以上です。

○議長（佐藤敏雄） 次に、反対討論の方いらっしゃいますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 賛成討論の方いますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） ほかに討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。

この陳情は、委員長の報告のとおり継続審査することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤敏雄） 確認しますので、そのままお待ちください。お座りください。起立多数です。したがって、陳情第1号は委員長の報告のとおり継続審査することに決定しました。

次に、陳情第11号 小・中学校給食費の完全無償化のため、秋田県へ財政支援を求める意見書提出の陳情についての質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） もし本市でこういうふうな小・中学校の給食の無償化をやる場合にどれぐらいかかるのかと、県に求める場合に。具体的なそういうふうなところは出ましたか、質疑は。

○議長（佐藤敏雄） 10番鈴木委員長。

○総務文教常任委員長（鈴木司） 実際の額等について審議をしておりません。この陳情のところでの採択するか、採択しないかというここに至ったということです。

○議長（佐藤敏雄） 8番よろしいですか、8番さん。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（佐藤敏雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第11号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤敏雄） 起立全員です。したがって、陳情第11号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

【社会厚生常任委員長の報告】

○議長（佐藤敏雄） 次に、社会厚生常任委員長の報告を求めます。1番菅原社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（菅原理恵子） お疲れさまでございます。

それでは、社会厚生常任委員会審査の報告をいたします。

令和7年第4回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規

定により報告します。

審査年月日 令和7年12月10日、1日。

出席委員 澤井昭二郎、中川光博、鈴木壮二、鑑仁志、菅原理恵子。

欠席委員 菅原秀雄。

説明当局 市民生活部長、福祉保健部長兼福祉事務所長、各関係課長。

書記 市民生活部市民課 鎌田颯さんをお願いしております。

審査の経過と結果について。

議案第68号 潟上市火葬場設置条例（案）について。

本条例は、湖東地区行政一部事務組合から湖東地区斎場を承継し運営するに当たり、火葬場の設置及び運営に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第75号 潟上市昭和デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、潟上市昭和デイサービスセンターにおける一般入浴事業を廃止するため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、プラザの湯について質問があり、当局からは、看板を設置して、利用者が増えたとしても光熱水費等の赤字分を賄える見込みではなく、2年にわたり公募を実施したが応募がなかったので廃止するものとの回答がありました。

本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第76号 潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う、こども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部改正等に伴い、所要の規定を整理するため、関係条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、改正の要旨について質問があり、当局からは、令和7年10月の児童福祉法改正により、保育所等職員による虐待等の禁止について明記されたことに伴い、関連する条例を改正するものとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第79号 火葬場に係る事務の委託について、議案第80号 火葬場に係る事務の委

託について、一括説明でありました。

本案は、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議の上、規約を定め、湖東地区斎場における八郎潟町・井川町の火葬場に係る事務を受託することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

委員からは、負担割合について質問があり、当局からは、基本額20パーセント、利用額80パーセントとしているが、今後、八郎潟町・井川町と覚書を締結し、正式に定めるとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第10号 最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める国への意見書提出の陳情書。

本陳情は、生活保護利用者への謝罪、保護費の遡及支給等、被害回復の措置を速やかに行うことについて、国に対し意見書の提出を求めるものです。

委員からは、全ての生活保護利用者とするのは、日本国民以外の外国人も含まれるため反対の意見がありました。

本陳情は、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告といたします。

○議長（佐藤敏雄） これで社会厚生常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第68号 潟上市火葬場設置条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤敏雄） 起立全員です。したがって、議案第68号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号 潟上市昭和デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。3番藤原仁美議員。

○3番（藤原仁美） 賛成多数で原案のとおり可決とありますが、委員会の中で討論があったかどうか。あったとしたらどのような意見があったかお聞かせください。

○議長（佐藤敏雄） 1番菅原委員長。

○社会厚生常任委員長（菅原理恵子） お疲れさまです。

討論はなかったんですが、質疑はございまして掲載のとおりです。ただ、申し添えておきたいことは、4人の委員から決を取り、賛成3、反対1でした。なお、ここには委員長の採決は含まれていませんということだけ申し上げておきたいと思います。

○議長（佐藤敏雄） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） 菅原委員長、ご苦労さまでした。

このデイサービスセンター云々ということなんですが、要はプラザの湯を廃止するかどうかということだと思います、問題はそうね。で、まあ何年か前から建物も劣化し、そしてまたお客さんもね増えないということで、委員長の報告の中で、利用者が増えたとしても光熱水費等で赤字だと。さらには、また2年間公募したけれども、手を挙げる人がいなかったと。万やむを得ないのかなという気もしますが、先般の議会でもね何回か議論されておりますが、いまだに旧昭和の時代からあそこのお湯っこはですね、地域に愛されて、そして地域の皆さんがコミュニティの場としてですね、そして集ってると。現在も100人行くか行かないかというふうなことで微妙なね数字が出てますけれども、やはりこの段階になってもですね、あの地域周辺、あるいはまた、それを利用されてる方々から、議員である堀井克見に対しても、何とかもう少しね、完全にだめなるまで継続できないのかというふうな、本当拝むというふうなね要請があります、現実にはね。ですから、私、そこら辺の内容をね所管の委員会で十分審査したので、それは十分尊重したいというのが基本でありますけれども、委員会中心主義ですからね。ただやっぱりこの条例を廃止することによって、3月確か末までは営業するという事になってますよね。だとすれば、前倒しにこの条例を廃止しなくても、3月の末までは現状のまま行くと。そして3月の末以降においてですね、ぎりぎり努力してもやっぱりだめなんだということ、利用者、地域住民の皆さんに行政側としても議会側としてもとことん誠意を示すというふうな手法を取ってもいいのではないかなと。したがって、今回、事情はよ

く分かりますけれども、この段階で、このデイサービス、入浴施設の条例をもう廃止するということにはちょっと私、抵抗感ありますので、大変恐縮でありますけれども、そこら辺の議論が十分されたと思いますが、委員長は確かに委員長として会議を統括する立場で、なかなか難しい立場でもあったと思いますが、あくまでもこれ委員長報告に対する質疑ですから、以上以下ありませんと言われればそれまででチョンですが、まあ条例の改廃はもう3か月でも延ばして、そして民意にできるだけ沿うと。場合によっては形を変えても、あそこの憩いの場をね、更にまた継続なり、新たにというふうなことがあればね、いいのかなと。非常に寂しがっておりますので、困ったというふうな声が切実に聞こえてきていますので、そこら、委員長報告に対する質問ですからこれ以上はできませんけれども、そこらの思いを議員の一人として申し上げて、そして質問しておるわけですが、その点、委員長として統括的にもしご回答ありましたらお答えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤敏雄） 1 番菅原社会厚生委員長。

○社会厚生常任委員長（菅原理恵子） 質問ありがとうございます。実はちょっと委員長交代していただき、私、委員からの質問というのは私自身のことなんですけれども、いずれ私も継続していただきたいという一人の人間です。いずれ、はい。それで、委員会の中でも質疑ありましたけれども、市民の意見をやはり尊重して、皆さんからこう同意を得たっていうふうに言われたんですけれども、同意ではなく、あれは諦めだったっていうふうにも私申し上げました。やはり諦めさせるのではなく、やっぱり納得していただいて条例を廃止していただきたいなっていうのが私の思いでございますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（佐藤敏雄） 7 番堀井克見議員。

○7 番（堀井克見） 委員長席からね席を譲って、そして今おっしゃったことを、前々から委員長はね議員の立場でもそういうことを主張されています。私も全くね同感の至りでありまして、やっぱりぎりぎりまでやっぱり行政として議会として究極の努力をしたんだなと。そして地域住民から理解をしていただくと。ちなみに、横手市議会、先般ありましたけれども、一応ね廃止と言いつつも、やっぱり議会ではそれは待てと、やっぱり地域住民の声は大事だよということで、議会としては条例の改廃をむしろ否決したと。県南の横手市でありますけれども、そういう例もありますので、同じではないで

しょうが、大体同じ類いのものだというふうなこともありまして、まあ他市のことも参考にしながら、私なりに総合的な考えで意見を述べさせてもらったと。そして質問させていただいたと。こういうことなので理解いたしました。

以上です。

○議長（佐藤敏雄） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。賛成か反対か、どちらの討論でしょうか。反対。じゃあいいいですね。では、反対討論ということで述べてください。

○5番（佐藤珠樹） 議案第75号に対し反対の立場で討論いたします。

まず、施設の老朽化により修繕費がかかること、赤字が生じていることは理解しております。しかし、費用の見直しや運営方法の改善により赤字を減らす余地は本当になかったのか。廃止という最終判断に至る前にやれることは尽くされたのか、疑問が残ります。

プラザの湯は、単なる入浴施設ではなく、市民の健康づくりや介護予防、そして人と人が自然に顔を合わせ、交流が生まれるコミュニティの場としての役割も担ってきました。地域で孤立を防ぐという観点からも、その意義は小さくありません。

令和6年7月の説明会では、市民から、料金の見直しや場所が分かりづらいことへの案内板設置など、具体的で前向きな改善策が提案されていました。しかし、これらが実行されないまま廃止の結論に至ったことで、住民からは、廃止ありきで進んでいるように感じるという不信感も生まれています。行政として丁寧に進めてきたつもりでも、住民にそううつっているのであれば、この認識のずれは軽視できません。最近では市外からの利用者也増えているという声があります。インターネット上では、「場所が分かりづらいが、高コスパ」、「建物の雰囲気がい」といった評価も見られ、市外の方が足を運ぶということは、この施設に魅力や強みがあることの現れです。

また、私が実際に入浴した際には、お湯の温度が44度と非常に高く、適正な温度に調整することで水道光熱費の削減につながる可能性があり、同時に体への負担も抑え、ゆっくりと入浴できる環境づくりにつながります。こうした運営面での工夫は、赤字対策としても健康づくりの視点からも、検討の余地があったのではないのでしょうか。

老朽化と赤字という課題は確かにありますが、その検証が十分とは言えず、現時点で

市民の理解が得られているとは言えません。以上の理由から、本議案には反対いたします。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げ、私の反対討論といたします。

○議長（佐藤敏雄） 次に、賛成討論の方はおりますか。17番鈴木壮二議員。

○17番（鈴木壮二） 議案第75号について賛成の立場から討論いたします。

社会福祉費を見れば分かりますとおり、年々増加の一途をたどっております。今回の判断は苦渋の決断だと認識しております。一度目ならず二度目までも委託先を募集しても応募がなく、対応できなくなった状態というのが現状だと考えます。

私たちは木を見て枝を見るという仕事をしておりますが、併せて森を見るという、全体を俯瞰し、大局的に物事を判断するという仕事もしております。おのおのが自分の役目を全うし、更に生産性の向上のため行動していくことで全体の利益やイノベーションが最大化されるのではないのでしょうか。功利主義的、ポピュリズム的発想に立って論ずるべきではないと思います。全体像を丁寧に捉える姿勢が大事なのではないのでしょうか。

以上、本条例に賛成の立場から討論を終わります。

○議長（佐藤敏雄） 次に、反対討論の方はいらっしゃいますか。1番菅原理恵子議員。

○1番（菅原理恵子） 原案に反対の立場から討論いたします。

昨年7月と今年11月に、プラザの湯運営についての説明会開催時に私は参加させていただきました。昨年の開催時に、参加者からは、赤字を少しでも抑えて続行していただきたいとの思いから入浴料を300円から500円に値上げること、分かりづらい人のために看板設置を、また、SNS発信で利用増につなげること、シャンプーなどアメニティは常備しないこと、お湯の温度44度と熱くて入れないので温度の調整を、といった声が寄せられました。

声を受け止めて再度公募したことは高く評価いたします。ただ残念なのは、試算もせず、利用者が増えたとしても赤字分の光熱水費は賄える見込みはないと言い、明確に反対しますとの意見はなかったために一定の理解を得られたと捉えているとは、あまりにも民意を置き去りにしていませんか。民意をもう少し真摯に受け止め、利用者増に向け取り組み、入浴料を値上げし、1年間の収支報告をもって説明できなかったのか。プラザの湯は過疎地域における人たちにとっては、参加者の声にもありましたとおり、健康のため、長寿のため、交流のためにプラザの湯は必要な場所なんです。声をどのように感じ取りましたか。それこそ居場所がなくなり、社会的孤立を生む一方です。長寿社会

の現在、高齢者福祉の観点から最も重要な場所と捉えていただきたいと思います。公募についても同様に、今年11月の説明会時に修繕して渡すこととしているとの当局の説明に、条件が緩和されたのであれば応募者が出るのではないかとの声もありました。民意を真摯に受け止め、プラザの湯の再検討をお願いいたします。

以上の観点から、同僚議員の皆様ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

これで討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（佐藤敏雄） 次に、賛成討論の方はいらっしゃいますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） ではもう一度、反対討論の方はいらっしゃいますでしょうか。7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） 私から、3人目の反対討論でありますけれども、一言申し上げたいと存じます。

先ほどから同僚議員2人、2名からのお話がありました。20年前の合併協議会のときに、あの場面を私は思い出しております。プラザの湯というのは、昭和のあの地域、昭和全体のコミュニティの場として大変重要視され、合併協議会においても継続してこの施設は維持していくんだということを高々とうたっております。合併協議会の天王議会の代表としてその会議に臨んだ身として、今、20年目という節目の段階で廃止されるということは断腸の思いであります。

先ほど賛成討論では、枝ではないと、森を見なさいという議論もありましたが、我々市議会のレベルというのは、はっきり申し上げまして市民の目線に立つことであります。森を見ることも大事であります、枝を見、そして市民の目線に立って民意を收拾していくことにあります。市民が様々の形で、議員に対してどうぞひとつ継続してほしいとお願いするということを、ある種、哀願しております。したがって、確かに赤字になったりですね、もろもろのリスクはあるでしょうが、私はここで、むしろ鈴木市長がですね、今、5年目、6年目の首長として英断を下して、形はどうであれ、あそこのコミュニティのあの施設を、若干縮小しても形を変えても継続するんだという私は英断をするならば、旧昭和地区挙げてですね拍手万雷が起こるだろうというふうに思っています。これは市長は一人でできるものでもありませんし、部長さん方がね今まで何回も足も運んで地域に説明をしましたので、分からないわけでもありません。それをもって

もですね、今回ここで前もって条例を廃止をし、3月の末まで続く施設がもう廃止ありきというまあ悲しい姿になることは、どうしても私は理解できません。

したがいまして、縁あったというか、今回のこの議会がですね、この任期4年間の最終議会の今、4コーナーに来ています。どうぞひとつ皆さんからですね英断の中にも英断をし、民意をくみ取る市議会議員、市議会だということをきっぱりとお示ししていただくよう、そしてこの私の主張に賛同してくださるよう心からお願いを申し上げまして、私はこれに対する反対討論とさせていただきます。

大変雑な言でありますけれども、皆様の心あるご理解と賛同を重ねてお願いを申し上げまして、反対の討論とさせていただきます。ご清聴誠にありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤敏雄） 次に、賛成討論の方はおりますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） では、いま一度確認します。反対討論の方はおりますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） ほかに討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤敏雄） 確認しますので、そのままお立ちください。お座りください。起立少数です。賛成の立った方が7名です。あ、6人です。失礼しました。で、起立少数です。したがって、議案第75号は委員長の報告のとおり否決されました。あ、委員長、委員長、すいません。起立少数のため否決されました。

次に、議案第76号 潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（佐藤敏雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤敏雄） 起立全員です。したがって、議案第76号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号 火葬場に係る事務の委託について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（佐藤敏雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤敏雄） 起立全員です。したがって、議案第79号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号 火葬場に係る事務の委託について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（佐藤敏雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤敏雄） 起立全員です。したがって、議案第80号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第10号 最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める国への意見書提出の陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 日本国内において、日本人であっても外国人であっても同じ境遇ですからね、外国人だからといって排除するっていうふうなことは私はうまくないと思うんですよ。それで、これは人権問題ですからね。それで、賛成された方のご意見というのは主にどのような内容だったのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤敏雄） 1番菅原社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（菅原理恵子） 意見はございませんでした。

○議長（佐藤敏雄） ほかに質疑ございませんか。7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） 委員長報告ご苦労さまでした。それで、私非常に気になったのは、外国人・・・

○議長（佐藤敏雄） 7番議員さん、堀井さん、すいません、マイクを立ててお願いします。

○7番（堀井克見） 先ほどもちょっとね同僚議員も触れられましたが、このグローバルな社会、世界の中で、外国人だからこうとか日本人だからこうだというふうなこの文言。これ果たして議決、議会のね正式な報告書として、これ通用する文言なのかどうか。場合によってはこれは、場合によってはですよ、やっぱりもう一回、撤回、ひょっとへばね、こういうふうなことを潟上市議会が議会全体で良しとしてこういう文言を使ったとなれば、私、禍根を残す可能性もあるやというふうに思っています。併せてですね、「委員からは」と、この「日本国民以外」って、で、陳情書に「日本国民以外」なんて文言載ってますか。これ勝手にね、どの委員が言ったか分かりませんが、後にね付けたというか、日本国民より外国人まで含まれるため反対だと。まさに主たるね反対の趣旨はここですよ。だとすれば、陳情書に載ってない文言がね取り入れられてね付加されて、これを取り上げて賛成多数で云々と。まさにこれがね通るようなものじゃないですよ、これ。私の経験則は四十何年なりますけども、初めて見ましたよ、こういうの。これ逆にね、マスコミも今日来てますが取り上げると、潟上のね議会のかなえの軽重問われますよ、場合によっては。ですからこの部分。委員長の答弁を求めると同時に、議事整理

権を有する議長から、総合的なね、その判断をいただいて、その上でこれに対処されたしということをまず議長に望みたいと思います。そしてその後、委員長から必要であれば答弁をいただくと、この流れでいきたいと思います。議長よろしくどうぞ、議事整理してください。

○議長（佐藤敏雄） 暫時休憩します。

午後 2時29分 休憩

.....

午後 2時29分 再開

○議長（佐藤敏雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。

この委員長報告でありますので、私の意見云々というよりも委員長からの報告を求めたいと思います。

会議を再開してます。

1 番菅原委員長。

○社会厚生常任委員長（菅原理恵子） ここに掲載のとおり、委員会の中で委員からこういう意見を出されて諮ったところ、同じく、「全ての生活保護利用者に対しては」というその文言に対して引っかかるっていう、ほかの委員もそうでした。その言われたとおりのことを掲載したまででありますので、ご理解いただければと思います。

○議長（佐藤敏雄） 7 番堀井克見議員。

○7 番（堀井克見） 冒頭に失礼しました。議長の見解云々っていうことで、今だんだんね、今進んでいけばあるかもしれません。

で、今、委員長からね、委員会の中で某議員からでしょう、おそらくね、ある議員から、委員からこういうふうなものが出たと、内容のね。で、結果的に、委員会の審査というのは委員会中心主義取ってますからルールに基づいて付託され、そして委員会審査し、そして一定の結論が出たときに、方向出たときにこういうふうには報告される。で、更にですね、これは報告書というものは委員会全体の責任としてまとめなきゃならないもの。最終的に例えば委員長、副委員長ね一任という決め方もいろいろあるでしょう。少なくとも委員会全体の責任が今問われていますよ。委員長が、誰かの委員が言ったからそれを出たままここにねスルーしたと、綴ったということではありません。その綴った文言が、先ほど同僚議員からもありましたとおり、まさに外国人に対する蔑視というか、外国ね、日本国民以外はいけないよということでしょう、これ。そういうものがあるか

らこの陳情書には反対だと。まさに、このグローバル、国際化社会の中で外国人云々というこれを使うこと自体がタブーなんです。ジェンダー平等だとか、様々な今ね社会はこれが当たり前の中で。これをですね、よくもこの文言を、まあ会議でお話しされ、それを良しとして結果的に委員長責任においてこの神聖な議場でね報告されたものだと。私はほとほとね、まあはっきり言って、あれありかなと、ないだろうという思いであります。したがって、この文言についてまずですね、外国人云々、外国人に対する蔑視、軽蔑発言、このまず採決する前に議長ね、いいですか、委員長の報告ありましたこの部分を、この本会議場、神聖な場所として、この文言がまかり通っているのか悪いのか。ここらはですね、委員長で及ばねがったら、議長で及ばねがったら、議会運営委員会を開会していただいて、そして慎重に審査をし、この部分についている潟上市議会の姿勢、あるいは立ち位置というか明確にしていきたい。これ大問題なりますよ、はっきり言ってこれ。普通使われない言葉ですよ、これ。何の根拠で、しかも陳情書にもないんだから、この言葉。どういう主観、感情なのかも含めて、議会運営委員会できちっと整理したいと思いますので、議長に逆に議会運営委員会の開催を求めたいと思います。その議事整理権をひとつ行使していただければありがたいと思いますが、いかがですか。

○議長（佐藤敏雄） 少しお時間ください。暫時休憩します。

午後 2時33分 休憩

.....

午後 2時34分 再開

○議長（佐藤敏雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。

これは議長採決ではありませんので、皆さんの意見を聞きたいと思います。

ただいま堀井克見議員に対しましてのこの意見を議運にかけて審査していただきたいという旨が申し出ました。これに対して議員の皆さんにお諮りしたいと思います。議会運営委員会を開催するということに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤敏雄） そのままお待ちください。お座りください。起立8名でございますので、暫時休憩後、議会運営委員会を開催したいと思います。議会運営委員長よろしく願いいたします。会議室3で行います。

午後 2時37分 休憩

.....

午後 3時11分 再開

○議長（佐藤敏雄） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほど議運の開催についてお諮りした際に賛成者8名、反対者8名の人数でありました。同数でありましたので、私は議会運営委員会を開催した方がよいと判断したために議運を開いたということで、賛成の立場から開催したものであります。

それでは、議会運営委員長の報告を求めます。13番西村武議会運営委員長。

○議会運営委員長（西村武） 議会運営委員会から報告いたします。

社会厚生常任委員会の報告書の中に陳情書にない「日本国民以外の外国人」という不適切な文言がありましたので、再度、社会厚生常任委員会を開催し、報告書の内容について確認して必要に応じて修正するなどの対応を求めるものといたしました。

以上です。

○議長（佐藤敏雄） それでは、社会厚生常任委員会開催のため、ここで暫時休憩します。会議室3にて社会厚生常任委員会開いてください。

午後 3時13分 休憩

.....

午後 3時53分 再開

○議長（佐藤敏雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。

社会厚生常任委員長の報告を求めます。1番菅原社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（菅原理恵子） 陳情書にない文言を掲載したとの指摘を受け、委員会を再度開催し、陳情書を改めて精査した結果を報告いたします。

陳情第10号 最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める国への意見書提出の陳情書。

本陳情は、生活保護利用者への謝罪、保護費の遡及支給等、被害回復の措置を速やかに行うことについて、国に対し意見書の提出を求めるものです。

委員からは、全ての生活保護利用者とすることは、多方面にわたっての影響が懸念されるため反対との意見がありました。

本陳情は、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告といたします。

○議長（佐藤敏雄） 質疑を継続したいと思います。ただいまの委員長報告に対して質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第10号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

よって、この陳情の採決は採択について諮ることになりますので、お間違えのならないようにご注意ください。それでは、陳情第10号を採択することに賛成の方は起立願います。陳情10号、陳情に対してです。陳情の原案に対して採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤敏雄） 確認しますので、そのまま起立したままお待ちください。恐縮です。起立多数です。したがって、陳情第10号は委員長のとおり、あ、採択することに決定しました。陳情10号は採択することに決定しましたということです。おかしくありません。

【産業建設常任委員長の報告】

○議長（佐藤敏雄） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。3番藤原仁美産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（藤原仁美） 大変お疲れさまでございます。

産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

令和7年第4回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告いたします。

1. 審査年月日 令和7年12月10日、1日間。
2. 出席委員 石井和人、菅原龍太郎、伊勢潤、佐藤敏雄、藤原典男、藤原仁美。
3. 説明当局 産業振興部長、建設部長、各関係課長。
4. 書記 建設部都市建設課 斎藤雄仁さんをお願いしております。
5. 審査の経過と結果。

議案第69号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、鳥獣被害対策実施隊員の処遇改善を図るために必要な措置として、当該隊員に支給する報酬を改めるため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、報酬の積算根拠と隊員の出動見込みについて質問があり、当局からは、報酬の積算根拠について、県内市町村の10月末の報酬を参考に地元猟友会と相談の上、決めており、また、隊員の出動見込みについては、10月の実績が113回であったことを踏まえ、11月・12月が共に150回、1月から3月までの合計が200回と見込んでおり、半年で613回を想定しているとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第13号 国民の主食である米の価格を統制することを求める意見書の提出に関する陳情書。

本陳情は、国民の生活を守るため、国民の主食である米の価格を統制するよう国に対し意見書の提出を求めるものです。

委員からは、価格は自由であるべきとの意見がありました。

本陳情は、賛成少数で不採択とすべきと決しました。

陳情第14号 インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国に送付することを求める陳情。

本陳情は、インボイス制度の廃止を目指し、経過措置として実施された2割特例、8割控除の継続について国に意見書の提出を求めるものです。

委員からは、制度導入から時間が経過しており、小規模事業者やフリーランスにのみ免除するという考え方で平等性の観点からも反対であるという意見がありました。

本陳情は、賛成少数で不採択とすべきと決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告とします。

○議長（佐藤敏雄） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第69号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤敏雄） 起立全員です。したがって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第13号 国民の主食である米の価格を統制することを求める意見書の提出に関する陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（佐藤敏雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第13号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。よって、この陳情の採決は採択について諮ることになりますので、お間違えにならないようにご注意ください。それでは、陳情第13号を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤敏雄） 起立少数です。したがって、陳情第13号は委員長の報告のとおり不採択することに決定しました。

次に、陳情第14号 インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国に送付することを求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 陳情に賛成の討論です。

○議長（佐藤敏雄） そうすると、その前に陳情に対して反対の方はいらっしゃいますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○議長（佐藤敏雄） では、藤原典男議員お願いします。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 私は、陳情第14号に賛成の立場から討論いたします。

消費税のインボイス、適格請求書制度開始から2年になります。7月の参院選で消費税減税とインボイス廃止を公約した政党が多数になりました。民意は明らかです。この2年間、フリーランスや個人事業主、建設現場の一人親方、俳優、アニメーター、漫画家など、売上げ1,000万円以下の消費税免税業者はインボイスに振り回されました。取引先との関係でインボイスを発行する課税業者になるか、取引先から仕事を切られる覚悟で免税業者を続けるのか、ぎりぎりの選択を迫られてきました。例えば売上げ300万円のフリーランスがインボイスを発行する課税事業者として税務署に登録すると、ゼロだった消費税を10万円支払うことになります。課税業者にならない場合、取引相手が消費税をかぶるため契約が来ないおそれがあり、実際に廃業した人もいます。

インボイス制度を考えるフリーランスの会「STOP！インボイス」が5月末に公表した1万人の実態調査によると、インボイス登録事業者の約8割が消費税の負担を価格に転嫁できていません。約4割が消費税の支払いを所得や貯蓄から1割超えは借金をして捻出しています。財務省統計では、現在、インボイス登録事業者の約4割、81万事業者が2割特例という軽減措置を利用しています。実態調査では、負担軽減策がなくなる来年10月以降の見通しについて、5割が不安と回答しました。廃業・転職を視野に入れているは2割で、運輸、通信業、建設、土木工業、電気、ガス、熱供給、水道業の各分野に及び、国民生活に直結します。廃業どころか首つりも考えるといった深刻なコメントが50件以上ありました。

制度開始後もインボイス反対の強い世論を受け、埼玉県議会をはじめ、地方議会でもインボイス廃止を求める意見書や請願、陳情採択が相次ぎ、採択は約400以上に上っております。

営業が赤字でも、今度は支払わなければいけないインボイス制度。中小企業、フリーランスの営業を守るためにも、インボイス制度は廃止すべきです。

以上で討論を終わります。

○議長（佐藤敏雄） 次に、陳情に反対の方おりますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） そうすれば、陳情に賛成の発言者の方いらっしゃいますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） これで討論を終わります。

これから陳情第14号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。よって、この陳情の採決は採択について諮ることになりますので、お間違えのないようにご注意ください。それでは、陳情第14号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤敏雄） 確認しますので、そのままお待ちください。お座りください。起立多数です。したがって、陳情第14号は採択することに決定しました。

【予算特別委員長の報告】

○議長（佐藤敏雄） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。16番伊勢潤予算特別委員長。

○予算特別委員長（伊勢潤） 令和7年第4回定例会で本特別委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和7年12月10日、18日。
2. 出席委員 菅原理恵子、藤原仁美、戸田俊樹、佐藤珠樹、澤井昭二郎、堀井克見、藤原典男、中川光博、鈴木司、西村武、鎧仁志、菅原龍太郎、鈴木壮二、佐藤敏雄、石井和人、伊勢潤。
3. 欠席委員 菅原秀雄、12月10日。
4. 説明当局 市長、副市長、教育長、各関係部課長。
5. 書記 議会事務局 佐々木夏子さんをお願いしました。
6. 審査の経過と結果について。

予算特別委員会に付託されました、議案第82号 令和7年度潟上市一般会計補正予算（第10号）（案）についてから議案第87号 令和7年度潟上市下水道事業会計補正予算（第2号）（案）についてまで、12月10日に大綱質疑を行い、その後、常任委員会ごとの分科会で詳細審査を行っております。

その結果は、本日午前中に分科会委員長が報告したとおりです。

以上の審査経過により、本特別委員会に付託されました議案第82号から議案第87号までについては、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算特別委員会の報告とします。

○議長（佐藤敏雄） これで予算特別委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第82号から議案第87号までについて、これから順次、討論、採決を行います。

お諮りします。特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案については、簡易採決により採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 異議なしと認めます。したがって、特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案については、簡易採決により決定します。

お諮りします。特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案第82号から議案87号までの各会計補正予算（案）については、一括採決により採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 異議なしと認めます。したがって、特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案第82号から議案第87号までについては、一括採決により採決します。

これから議案第82号から議案第87号までについて、一括討論、一括採決を行います。

議案第82号から議案第87号までについて一括討論を行います。討論のある方は、はじめに議案番号を発言してからお願いします。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第82号から議案第87号までを一括採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号から議案第87号までの6件は、委員長の報告のとおり可決されました。

【日程第26、議案第88号 令和7年度潟上市一般会計補正予算（第11号）（案）について】

○議長（佐藤敏雄） 日程第26、議案第88号 令和7年度潟上市一般会計補正予算（第11号）（案）についてを議題とします。

議案第88号について、当局より提案理由の説明を求めます。古仲総務部長。

○総務部長（古仲淳） それでは、説明資料の1ページをお開き願います。

議案第88号 令和7年度潟上市一般会計補正予算（第11号）（案）についてご説明いたします。

一昨日、国の補正予算が可決成立いたしました。この中に盛り込まれている物価高への対応などの経済対策について、本市としても迅速に取り組むため、補正予算を追加提案するものでございます。

はじめに、予算の規模でございます。

補正前の額201億3,448万7,000円、補正額5億1,610万4,000円の追加で、補正後の額を206億5,059万1,000円とするものでございます。前年度12月補正後の予算額との対比は、30億68万5,000円、17.0パーセントの増でございます。

補正予算の財源でございますが、特定財源が4億5,999万6,000円で、一般財源が5,610万8,000円で、内訳は記載のとおりでございます。

次の2ページをお願いいたします。

補正予算の内容についてご説明いたします。

I 物価高騰対策事業の（1）市民生活応援総合支援事業3億9,640万5,000円は、国の重点支援地方交付金を活用し、食料品を含む様々な物価の高騰により日々の生活や家計に影響を受けている全市民に対し、経済的な支援を行うとともに、地域の消費を下支えするものでございます。

①潟上市食料品高騰支援事業は、住民税非課税世帯4,100世帯及び高齢者のみの世帯2,200世帯の全ての世帯員に対しまして、1人当たり現金1万円を給付するものでございます。

②潟上市暮らし応援ポイント給付事業は、子育て世帯2,090世帯及び生活者世帯5,608世帯の全ての世帯員に対し、スーパーやコンビニエンスストアなどで使用できる電子ポイントを1人当たり1万円分給付するものでございます。

全ての市民が①又は②の事業のいずれかに該当することになるため、結果的に全市民へ1万円を支援することとなります。

（2）障害者支援施設等物価高騰対策事業331万5,000円は、物価高騰に伴う障害者支援施設等の負担軽減を図るため、食材料費及び光熱水費等の一部を補助するものでございます。

次の3ページをお願いします。

（3）介護保険施設等物価高騰対策事業2,511万4,000円は、物価高騰に伴う介護保

険施設等の負担軽減を図るため、食材料費及び光熱水費等の一部を補助するものでございます。

(4) 放課後児童クラブエネルギー価格高騰対策事業14万円は、エネルギー価格高騰の影響を受けている民間放課後児童クラブの負担軽減を図るため、光熱費の物価高騰分に対して補助するものでございます。

(5) 物価高対応子育て応援手当支給事業8,405万4,000円は、物価高の影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援するため、物価高対応子育て応援手当を支給するものでございます。

次の4ページをお願いします。

Ⅱ その他の(1) 市議会議員選挙614万1,000円は、令和8年2月1日執行予定の潟上市議会議員一般選挙において、立候補者が想定していた人数より増加する見込みのため、事業費を増額するものでございます。

(2) 施設設備復旧工事93万5,000円は、12月8日の落雷によりJR大久保駅待合室の空調機の基盤等が損傷したため、更新工事を行うものでございます。

このほか繰越明許費の補正2件を計上しており、内容は記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長(佐藤敏雄) これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番(藤原典男) 物価高騰で市民1人当たり1万円という本当にありがたい事業だと思います。それで、スピード感を持って、年末のお餅買えるぐらいになるのかどうかというふうなこともありますけれども、そこら辺の時期と、それからちょっと分からないのは、②の潟上市暮らし応援ポイント給付事業ということで1人当たり1万円の電子ポイントというふうになっておりますが、これ携帯とかを利用しながらその利用するものじゃないかなと思うんですけれども、実際に携帯持っていない方もいると思いますが、そこら辺はどのようにあれですか、対応しますか。

○議長(佐藤敏雄) 古仲総務部長。

○総務部長(古仲淳) ただいまの質問にお答えいたします。

まず、この事業の支給時期につきましては、もう年末にも差しかかりまして、まず年明けから具体的に動き出しまして交付要綱等の制度の詳細の設計から始まりまして、おおむねそこから2か月程度はかかるかと思っております。今回、全市民が対象となりますので、2か月ほど、まあなるべく早く早期に行き届くように努力はしますが、1月か

ら取りかかって、更に2か月程度は猶予期間をいただきたいと思います。とっております。

あと、その応援ポイントのほうでございますけれども、おっしゃるとおり電子ポイントということで、携帯電話のほうでポイントを入れることを想定してございます。で、どうしても携帯電話等ない場合ですけれども、これは高齢者のみの世帯、それから非課税世帯は除きますので、そちらは現金で給付しますので、それ以外の比較的まず65歳以下の方であるとか子育て世帯がメインとなりますので、大概スマートフォンはお持ちなのかなということもあります。ただ、どうしてもないご家庭に対しましては、何らかの手法によりまして、市とすればこの支援が行き届くような制度を今考えますので、必ず1万円はお手元に届くような方策は考えます。

以上です。

○議長（佐藤敏雄） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第88号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤敏雄） 起立全員です。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

【日程第27 発議第2号 潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（佐藤敏雄） 日程第27、発議第2号 潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

発議第2号について、提出者の説明を求めます。13番西村議員。

○13番（西村武） 発議第2号 潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）について申し上げます。

提出者は、西村武、賛成者は、堀井克見議員と菅原龍太郎議員の2名であります。

提案理由は、市議会議員の期末手当の支給割合を0.05か月分引き上げること、また、

旅費に関わる支給内容の一部を改定するため、条例の関係部分を改正するものであります。

以上です。

○議長（佐藤敏雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤敏雄） 起立全員です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

【日程第28 選挙第4号 男鹿潟上南秋消防組合議会議員の選挙について】

○議長（佐藤敏雄） 日程第28、選挙第4号 男鹿潟上南秋消防組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により議長において指名推選したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

男鹿潟上南秋消防組合議会議員には、4番戸田俊樹議員、7番堀井克見議員、14番鎧仁志議員、15番菅原龍太郎議員を指名し、男鹿潟上南秋消防組合議会議員の当選人と定めます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤敏雄） 異議なしと認めます。したがって、4番戸田俊樹議員、7番堀井克見議員、14番鎧仁志議員、15番菅原龍太郎議員が男鹿潟上南秋消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました4名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第

32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

以上で、本定例会に付議されました案件は全て終了しました。

これをもちまして、令和7年第4回潟上市議会定例会を閉会します。

皆様、長時間にわたりご苦勞さまでした。

午後 4時31分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 佐 藤 敏 雄

〃 署名議員 堀 井 克 見

〃 署名議員 藤 原 典 男